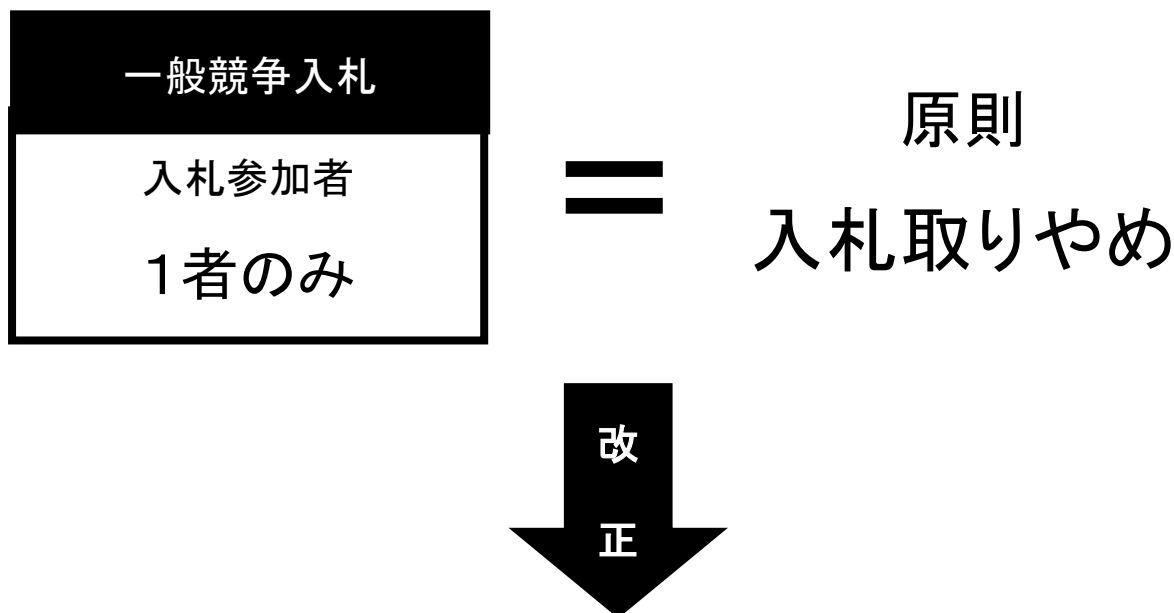


令和2年10月7日
建設企画課

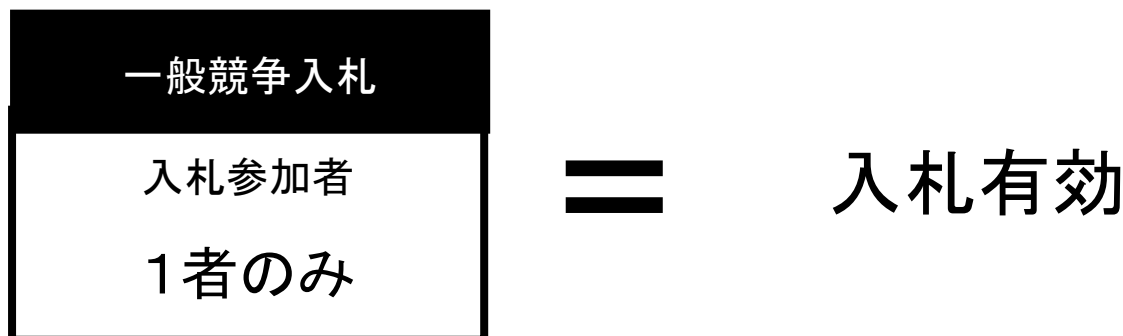
入札制度改正のお知らせ

「一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて」下記のとおり制度を改正します。

これまで



令和2年11月1日以降の公告から



(問合せ先)長崎県 建設企画課 公共工事契約指導班

関係各位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会
委員長 長崎県副知事
(公印省略)

一般競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合の
取り扱いについて (通知)

標記について、下記の取り扱いとなりましたので、通知します。

記

1. 取り扱い

一般競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合、入札を有効とする。
詳細は、別添資料のとおり。

2. 見直しの理由

これまで、一般競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合は、原則、入札を取りやめることとしていたが、長崎県入札監視委員会から「懸念事項が見受けられる」、「1 者のみであっても入札時点では他者との競争を想定することで競争性はある」との意見を受け、再検討を行ってきた。

結果、制度導入当時と比較して、談合防止や競争性向上等の面で入札制度の改善が図られており、1 者のみの場合でも入札を有効とする方が有益であるとの結論に達したことから、改正を行うものである。

3. 適用時期

工事及び建設関連業務委託の一般競争入札で令和 2 年 11 月 1 日以降に公告を行うものから適用。

なお、指名競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合は、これまでどおり、原則、入札を取りやめるので留意いただきたい。

平成 30 年 8 月 21 日付け 30 建企第 301 号の通知については廃止する。

一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて

平成20年2月26日19建企第588号
最終改正 令和2年10月7日2建企第390号

一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて、下記のとおりとしたので、事務手続きに遺漏のないようお願いします。

記

1. 県発注の工事及び建設関連業務委託（建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領を適用するもの）に伴う一般競争入札については、入札参加者が1者のみの場合、入札を有効とする。

2. 本通知適用の時期以降に公告を行うものについては、入札参加者が1者のみの場合に、入札を取り止めることを公告文に明示しないものとする。

3. 適用の時期

平成20年3月7日以降に公告する工事から適用する。

なお、一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて（平成19年12月13日付け19建企第478号）は廃止する。

平成21年4月1日以降に公告する工事から適用する。

平成30年8月21日以降に公告する工事から適用する。

令和2年11月1日以降に公告する工事及び建設関連業務委託から適用する。

なお、一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて（平成30年8月21日付け30建企第301号）は廃止する。

「一般競争入札において入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについて」新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. 県発注の工事及び建設関連業務委託（建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領を適用するもの）に伴う一般競争入札については、<u>入札参加者が1者のみの場合、入札を有効とする。</u></p> <p>2. <u>本通知適用の時期以降に公告を行うものについては、入札参加者が1者のみの場合に、入札を取り止めることを公告文に明示しないものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>1. 県発注の工事及び建設関連業務委託（建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領を適用するもの）に伴う一般競争入札については、<u>下記4. に示す場合を除き入札参加者が1者のみの場合は、入札を取り止めるものとする。</u></p> <p>2. 入札参加者が1者のみの場合に、入札を取り止めることを公告文に明示する。 ○文例:「<u>入札参加者が1者の場合は、当該入札は取り止めます。</u>」</p> <p>3. 入札を取り止める時期</p> <p>(ア) <u>競争参加資格確認届出書又は事後審査型一般競争入札参加申込書（事前審査型入札においては、競争参加資格確認申請書。以下同じ。）の提出期限において、1者しか応募がなかった場合：</u> <u>1者応募を確認した時点</u></p> <p>(イ) <u>競争参加資格確認後、1者の応募と判明した場合：</u> <u>競争参加資格確認通知書を送付する時点</u></p> <p>(ウ) <u>競争参加資格確認届出書又は事後審査型一般競争入札参加申込書の提出期限において、2者以上の応募があった場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電子入札の場合：電子入札の締め切り時間において入札参加者が1者であると確認した時点。</u> ・ <u>紙入札の場合：入札参加者が1者であることを確認した時点。</u> <p>4. <u>上記1. 2. 3によることができない特例的な場合の取り扱い</u></p>

3. 適用の時期
(略)

一般競争入札に付するもののうち、専門性が高く、かつ、緊急性や業務の継続性が必要な案件で、過去の応札状況等から判断して、複数の参加が見込めない案件については、事前に、関係部競争参加資格委員会において、1者のみの応募の場合でも入札を実施するか否かの決定を行うものとする。1者のみの場合でも入札を実施する場合は、「1者のみの場合、入札を取りやめる」旨は公告文に明記しないものとする。

5. 適用の時期
(略)